

健康診断 Q & A

よく寄せられる質問をまとめました。(各項目をクリックすると回答へ)

- Q 1 : [社員全員（労働者）に対して定期健康診断を実施しなければなりませんか](#)
- Q 2 : [定期健康診断の費用は誰が負担すべきですか](#)
- Q 3 : [定期健康診断の結果は労働者個人に通知しなければなりませんか](#)
- Q 4 : [経費節減のため、定期健康診断の項目の一部を省略することができるかと聞きましたが、問題ありませんか](#)
- Q 5 : [会社が実施する健康診断を受けることを拒否する労働者がいる場合は、どのように対応すればよいですか](#)
- Q 6 : [個人的に人間ドッグ等を受けた労働者に対しても健康診断を実施する必要がありますか](#)
- Q 7 : [定期健康診断の結果、有所見と判断された労働者に対して、事業主は何か対応する必要がありますか](#)
- Q 8 : [年に2回健康診断を実施しなければならない場合があると聞きましたが、どのような場合ですか](#)
- Q 9 : [労働安全衛生法に基づく健康診断には何種類かあると聞きましたが、どのようなものがありますか](#)
- Q 10 : [産休で休業している労働者がいます。定期健康診断の時期が来たのですが、定期健康診断を受診させなければなりませんか](#)
- Q 11 : [健康診断の所見とはなんですか](#)

Q 1 社員全員（労働者）に対して定期健康診断を実施しなければなりませんか。

A 1 常時使用する労働者¹に実施する必要があります。

事業者は、常時使用する労働者に対して、1年以内ごとに1回、定期的に医師による健康診断（定期健康診断）を実施する必要があります。

また、短時間労働者（労働時間の4分の3未満）に対しても実施することが望ましいです。

関係法令：一般健康診断（労働安全衛生規則第44条）、特定業務従事者健康診断（労働安全衛生規則第45条）

[Q 1に戻る](#)

Q 2 定期健康診断の費用は誰が負担すべきですか。

A 2 事業者が負担することとなります。

健康診断実施は、労働安全衛生法で事業者の義務とされていますので、費用は当然事業者が負担することになります。

なお、一般健康診断は、業務の遂行との関連で行われるものではありませんが、労働者の健康確保は、事業の円滑な運営に不可欠な条件であることから当然に実施されなければならない性格のものであり、一般健康診断の実施に要した時間に対する賃金は事業者が支払うことが望ましいです（旧労働省行政解釈昭和47年9月18日 基発第602号）

[Q 2に戻る](#)

Q 3 定期健康診断の結果は労働者個人に通知しなければなりませんか。

A 3 通知は必要となります。

労働安全衛生法に基づく健康診断の結果は、労働者自ら健康管理ができるようにその結果を労働者に通知することが義務づけられています。

関係法令：労働安全衛生法第66条の6、労働安全衛生規則第51条の4

[Q 3に戻る](#)

Q 4 経費節減のため、定期健康診断の項目の一部を省略することができるかと聞きましたが、問題ありませんか。

A 4 事業者の勝手な判断で省略はできません。

定期健康診断の項目は、労働安全衛生法で定められていますので、事業者の判断で省略はできませんが、医師の判断（医師が必要でないと認めるとき）により健診項目の一部を省略できます。

一部(省略)：身長、腹囲、胸部エックス線、喀痰、貧血、肝機能、血中脂質、血糖、心電図

関係法令：労働安全衛生規則第44条

[Q 4に戻る](#)

Q 5 会社が実施する健康診断を受けることを拒否する労働者がいる場合は、どのように対応すればよいですか。

A 5 労働者に受診義務があります。

労働安全衛生法に規定された健康診断については、労働者は受診義務を負っており、事業者は、受診命令に従わない労働者に対して懲戒処分をもって対処することもできます。

ただし、労働安全衛生法は事業者が指定する医師以外の医師による健康診断を受ける「医師選択の自由」を認めていますので、労働者は、事業者が指定した医師による健康診断の受診を希望しない場合は、別の医師による健康診断を受けて、その結果を事業者に提出しなければなりません。

懲戒処分は健全な労使関係を確保のために避けることが望ましいので、労働者に対する受診の督促、労働者の弁明の聴取、懲戒の説明や予告、社内規定の整備等事業者ができる限りの手段を尽くして下さい。

労働問題Q & A

関係法令：労働安全衛生法第66条第5項

[Q 5へ戻る](#)

Q 6 個人的に人間ドック等を受けた労働者に対しても健康診断を実施する必要がありますか。

A 6 健診の必要はありません。

人間ドックで受診した項目については、健康診断を実施する必要がありません。しかし、上記A 5のとおり、人間ドックの結果の写し等を事業者に提出する必要があります。

また、これと同様に市町村で実施している健康診断を受診した場合も事業主にその結果を提出する必要があります。ただし、市町村が実施する健康診断の中には労働安全衛生法で定められている健康診断の項目を全て実施していないものがありますので、健診機関等で不足する項目を受診した結果を事業者に提出する必要があります。

関係法令：労働安全衛生法第66条第5項、労働安全衛生規則第44条

[Q 6へ戻る](#)

Q 7 定期健康診断の結果、有所見と判断された労働者に対して、事業主は何か対応する必要がありますか。

A 7 就業上の措置について医師等に意見を聴く必要があります。

事業者は、健康診断等の結果、異常の所見があると診断された労働者について、就業上の措置について、3か月以内に医師または歯科医師の意見を聴く必要があります。また、事業者は、上記の医師等の意見を勘案し必要がある場合は、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずる必要があります。

事後措置パンフレット

関係法令：労働安全衛生法第66条の4～第66条の7、同法第69条

[Q 7へ戻る](#)

Q 8 年に2回健康診断を実施しなければならない場合があると聞きましたが、どのような場合ですか。

A 8 特定業務従事者の健康診断があります。

事業者は、深夜業などの特定業務に常時従事する労働者に対し、その業務への配置替えの際及び6ヵ月以内ごとに1回、定期に実施する必要があります。健康診断の項目は定期健康診断と同じです。また、省略基準は「胸部エックス線検査」を除き定期健康診断と同じです。

関係法令：一般健康診断（労働安全衛生規則第44条）、特定業務従事者健康診断（労働安全衛生規則第45条）

[Q 8へ戻る](#)

Q 9 労働安全衛生法に基づく健康診断には何種類かあると聞きましたが、どのようなものがありますか。

A 9 労働安全衛生法に基づく健康診断には大きく一般健康診断、特殊健康診断、指針による健康診断があります。

[Q 9へ戻る](#)

Q 10 産休で休業している労働者がいます。定期健康診断の時期が来たのですが、定期健康診断を受診させなければなりませんか。

A 10 定期健康診断を受診させなくとも差し支えありません。

事業者は、定期健康診断を実施すべき時期に、労働者が、育児休業、療養等により休業中の場合には、定期健康診断を実施しなくても差し支えありません。ただし、休業終了後、速やかに、定期健康診断を実施しなければなりません。

[Q 10へ戻る](#)

Q 1 1 健康診断の所見とはなんですか。

A 1 1 健康診断結果の判定で「正常ではない」ということです。

健康診断結果の判定で、正常（異常なし）やほぼ問題なし（日常生活に支障なし）以外の経過観察、要精密検査（要二次検査）、要治療（要医療）、治療中の判定です。

「正常」とは、検査結果が「基準値」（健康な人の平均値）の範囲内のことです。

[基準値（日本人間ドック学会HP）](#)

[Q 1 1へ戻る](#)

回答の言葉の説明

定期健康診断、定期健康診断の項目、労働安全衛生法に規定された健康診断

常時使用する労働者 A 1 に戻る

次の かつ の労働者です。

- 1年以上使用される予定の者、契約更新により1年以上引き続き使用されている者や6月以上特定業務に従事する予定の者
- 労働時間が通常の労働者の労働時間の4分の3以上である者

特定業務 A 8 に戻る

次のイ～ワの業務です

- イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ホ 異常気圧下における業務
- へ さく岩機、びょう打機等の使用によつて、身体に著しい振動を与える業務
- ト 重量物の取扱い等重激な業務
- チ ボイラー製造等強烈な騒音を発生する場所における業務
- リ 坑内における業務
- ヌ 深夜業を含む業務
- ル 水銀、ひ素、黄りん、ふっ化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ヲ 鉛、水銀、クロム、ひ素、黄りん、ふっ化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務
- ワ 病原体によって汚染のおそれが著しい業務

強烈な騒音

等価騒音レベルが90デシベル以上の屋内作業場

これらに準ずる有害物

エチレンオキシド等、ホルムアルデヒド等が該当する。

[結果の通知](#) [\[結果を労働者へ通知\]](#)

[A 3に戻る](#)

健康診断の結果の労働者への通知等は次のとおりです

1. 結果の通知

総合判定結果、各健康診断の項目ごとの結果。

2. 通知の方法

健康診断を実施した医師、健康診断機関等から報告された個人用の結果報告書を各労働者に配布する方法、健康診断個人票のうち必要な部分の写しを各労働者に示す方法等。

3. 健康診断の種類

雇入れ時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断、海外派遣労働者の健康診断、結核健康診断、労働衛生指導医の意見に基づく臨時の健康診断、給食従業員の検便、歯科医師による健康診断の結果

4. 通知の時期

遅滞なく（事業者が、健康診断を実施した医師、健康診断機関等から結果を受け取った後、速やかに）

健康診断の種類、一般健康診断・特殊健康診断・指針による健康診断

・一般健康診断 [A 1に戻る](#) [A 2に戻る](#) [A 3に戻る](#)

1. [雇入れ時健康診断](#)（労働安全衛生規則第 43 条）

常時使用する労働者を雇い入れる時、当該労働者に対し実施します。適正配置、入職後の健康管理の基礎資料に資するための健康診断です。

2. [定期健康診断](#)（A 1 参照）（労働安全衛生規則第 44 条）

3. [特定業務従事者健康診断](#)（A 1 参照）（労働安全衛生規則第 45 条）

4. [海外派遣労働者健康診断](#)（労働安全衛生規則第 45 条の 2）

労働者を 6 か月以上海外派遣しようとするとき及び 6 か月以上海外派遣した労働者を国内の業務に就かせるとき、当該労働者に対し実施します。

5. [給食従業員の検便](#)（労働安全衛生規則第 47 条）

事業に附属する食堂または炊事場における給食の業務に従事する労働者に対し、雇入れの際又は当該業務への配置替えの際に検便による健康診断を実施します。

・特殊健康診断 [A 9に戻る](#)

粉じん作業、有機溶剤取扱作業等の有害業務に常時従事する労働者に対し雇入れの際、当該業務への配置替えの際及び定期に実施します。

- 1 [じん肺健康診断](#)：じん肺にかかるおそれのある粉じん作業に従事する者（じん肺則第2条、同則別表）
- 2 石綿健康診断：石綿作業に従事する者
- 3 [有機溶剤健康診断](#)：有機溶剤を取り扱う業務またはそのガス、蒸気を発散する場所における業務に従事する者（安衛法施行令第22条第1項第5号）
- 4 [鉛健康診断](#)：鉛等を取り扱う業務または、その蒸気、粉じんを発散する場所における業務に従事する者（安衛法施行令第2条第1項第4号）
- 5 [電離放射線健康診断](#)：エックス線、その他有害放射線にさらされる業務に従事する者（安衛法施行令第22条第1項第2号）
- 6 [特定化学物質健康診断](#)（特化則第39条、第40条）：[安衛法施行令別表第3第1号](#)もしくは第2号に掲げる物を製造し、もしくは取り扱う業務または安衛法施行令第16号第1項各号に掲げるものを試験研究のために製造し、もしくは使用する業務に従事する者（安衛法施行令第22条第1項第3号）。安衛法施行令第22条第2項に掲げる物を過去に製造し、または取り扱っていたことのある労働者で現に使用しているもの（安衛法施行令第22条第2項）
- 7 [高圧業務健康診断](#)：潜函工事などの高圧室内業務または潜水業務に従事する者（安衛法施行令第22条第1項第1条）
- 8 [歯科健康診断](#)：酸、黄りん、その他歯またはその支持組織に有害な物質のガス、蒸気または粉じんの発散する場所における業務に従事する者（安衛則第48条）
- 9 四アルキル鉛健康診断：断四アルキル鉛の製造、混入、取扱い業務またはそのガス、蒸気を発散する場所における業務に従事する者（安衛法施行令第22条第1項第5号）

・ 指針による健康診断

[A9に戻る](#)

1 [VDT作業健康診断](#)

パソコン、ワープロ操作などのVDT作業に常時従事する者（VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン(H14.4.4 基発第0405001号))

2 [騒音健康診断等](#)

等価騒音レベルが85dB(A)以上になる可能性が大きい作業場の業務に従事する者（騒音障害防止のためのガイドライン(H4.10.1 基発第546号))

3 [腰痛健康診断](#)

重量物取扱作業、障害児（者）施設等における介護作業、腰部に過度の負担のかかる立ち作業、同腰掛け作業、同座作業、長時間の車両運転などに従事する者（職場における腰痛予防対策指針(H6.9.6 基発第547号))